

第6章 全体構想

本章においては、将来都市像の実現のために都市計画として必要な、道路骨格や都市機能といった「将来都市構造」を描くとともに、「土地利用」「都市施設」「都市景観」「都市防災」の分野別の方針を策定します。

1 都市構造

将来都市像の実現のためには、日常生活や都市活動を支える商業・業務、流通、レクリエーション等の都市機能が適切に配置・集積されるとともに、道路等の交通施設の市内外にわたる適切なネットワークが必要となります。

また、豊かな自然環境と都市空間とが共生できるようなコンパクトな市街地形成を促進するとともに、それぞれの地域が地域の特性を踏まえ、均衡のもとに発展できるように連携・一体化を強化し、効率的に都市整備を進めていくことが大切です。

このような観点から、本市が目指す都市構造として、さまざまな都市機能が集積する場（拠点地区）を適切に配置し、まとまりのある市街地を構成するとともに、これらを連携する骨格となる道路網形成を進める必要があります。また、親水公園や豊かな緑を活かして水と緑のゾーンを形成し、自然環境と都市環境の共存を図ることが重要です。

本計画では、広域的な視点も含めて、将来都市像の実現のために都市計画として必要な、道路骨格や都市機能といった「将来都市構造」を次のように設定します。

1-1 広域的都市構造

熊本市、宇土市、八代市をはじめとする各都市との連携を強化し、宇城地域の中心都市としての機能・役割を担うため、広域における各都市との連携強化、及び県内の各都市との機能連携強化を促す骨格的な交通軸を整備します。

また、国道3号・218号・266号を通過する都市間交通に対応するための整備を推進し東西南北の交通軸の機能強化を図ります。

1-2 骨格軸の構成方針

本市の骨格軸を次の要素で構成します。

【交通軸】 鉄 道 : JR鹿児島本線

地域間道路 : 九州自動車道

地域高規格道路

主要幹線 : 国道3号・218号・266号

一般幹線 : 主要地方道、一般県道及び広域農道等

【緑の軸】 山 並 : 周辺の山々

水 辺 : 不知火海、河川

1-3 土地利用として必要な機能

■ 拠点機能

松橋・不知火地区は、市役所、中央公民館等の公共サービス施設が立地しており拠点地区としての主要施設は既に整備されています。

地区を貫通する国道3号・218号・266号及びJR松橋周辺を業務・商業核として整備し商業・サービス機能の質的・量的な充実を図るとともに、良好な住環境の住宅地を供給することで、魅力ある市街地の形成を目指します。

小川地区は、大型商業施設、JR小川駅、小川支所を核として国道3号、県道小川嘉島線沿道の整備充実を図り、市南部の拠点の形成を図ることが必要です。

■ 沿道サービス機能

本市を南北に走る国道3号、東西方向に走る218号・266号の沿線等は、情緒と賑わいを兼ね備えた地区として、景観に配慮した土地利用が望まれます。

そのため、沿線地区の整備要綱や、沿線一帯の土地利用、建築物の規制・誘導等についての地区計画など、サービス施設の立地性を高める施策も重要です。

■ 居住機能

住宅需要と市街化の圧力の中で、住宅市街地とその周辺の未利用地等は、住機能を担う地域としての充実・住環境の向上を図るため、計画的な市街化が望まれます。

また、周辺集落地においては、自然景観に配慮した田園居住空間の保全整備を進めることが必要です。

■ 交通機能

拠点機能や沿道サービス機能の増進に不可欠な交通機能は、地域生活の利便性向上に向け、適切な整備を推進し、拡大する市街地の交通需要への対応を図ることが必要となります。

特に、拠点地区と周辺の田園居住地区とを連絡する地域間連絡道路については、既存の道路の改良・拡幅等による整備推進等が必要です。

■ レクリエーション機能

高まるレクリエーション需要へ対応するため、公園・広場等の施設整備充実と、海・山の自然ゾーンの保全整備が望まれます。

1-4 将来都市構造

■ 拠点地区の形成

均衡の取れた魅力ある都市を目指すためには、都市構造において商業・業務、行政機能等の都市機能の集積した地区等、拠点的な役割を持つ地区の形成が必要であり、現況の土地利用も勘案しながら、次の拠点の形成を図ることとします。

○ 宇城市中枢拠点

本市の顔となる地区であり、商業・業務や行政、文化等の機能集積や、魅力的なまち並みの形成を図るとともに、居住環境の整備を推進します。

特に、中心市街地地区においては「中心市街地活性化」を目指し、「歩いて暮らせるまちづくり」等、本市の顔として魅力ある地区の再生を図ります。

○ 小川拠点（南部拠点）

地域全体の生活を支える地区であるとともに、市南部の商業や情報交流の拠点として、また、国道3号・県道小川嘉島線・JR小川駅など、恵まれた交通機能を充分活用し、地域の情報発信基地としての機能整備を図ります。

○ 地域拠点

商業・業務という都市機能は日常生活において最重要な機能とも言え、市民が安心、快適に買い物や文化活動を行い、豊かな生活を営む場として、地域拠点の整備を図ります。

また、活気ある地区となるためにはそこに市民が居住することも重要であるため、居住機能の誘導も併せて推進します。

○ レクリエーション拠点

体育館や公園等は、市民のレクリエーション・憩いの主たる拠点として、周辺施設や緑の環境を活かしながら機能の充実・整備の促進を図ります。

また、市内に多数分布する歴史的遺産や文化財等は、それぞれ緑の環境や文化財等を活かし、特徴あるレクリエーションの小拠点として、維持・管理を推進します。

■ 拠点連携軸の形成

商業・業務・観光・流通及びレクリエーション拠点等は、住民の日常生活にとって欠くことのできない重要な拠点ですが、日々の住民生活にとっては、これらの拠点が単独で機能するのではなく、拠点間を行き来する等関連を持ちながら役割を果たすものです。

したがって、これらの拠点を結ぶ軸は住民生活にとって重要な役割を果たすとともに、拠点地区の有効活用の視点からも重要であるため、これらの軸を拠点連携軸として位置づけ、道路及びその周辺の空間について、機能の充実並びに良好な沿道景観の形成を図ります。

■ 広域連携を強化する道路ネットワークの形成

広域的な都市間との連携を強化していくため、東西軸としての国道218号・266号、南北軸としての国道3号を中心に、主要地方道等による道路ネットワークの形成を図ります。

■ 市民生活・都市活動を支える道路ネットワークの形成

安全で快適な市民の暮らしや都市活動を支えるとともに、本市に隣接する周辺市町との交流・連携を強化するため、拠点地区へ接続する幹線道路等による道路ネットワークの形成を図ります。

■ 水と緑の空間の形成

本市には山々の豊かな緑と田園地域等が織り成す「緑の空間」とともに、不知火海という「水の空間」もあります。

森林地域の大部分は、今後とも豊かな緑の空間の維持保全を図ります。

農地を主体とした田園地域は、農業振興の視点も踏まえ、集落と田畑部分との住み分け等により、地域に根ざした豊かな自然空間として保全・創出を図ります。

ため池、河川等の「水の空間」については、環境の美化や公園化等、潤いのある都市空間としての活用を図ります。

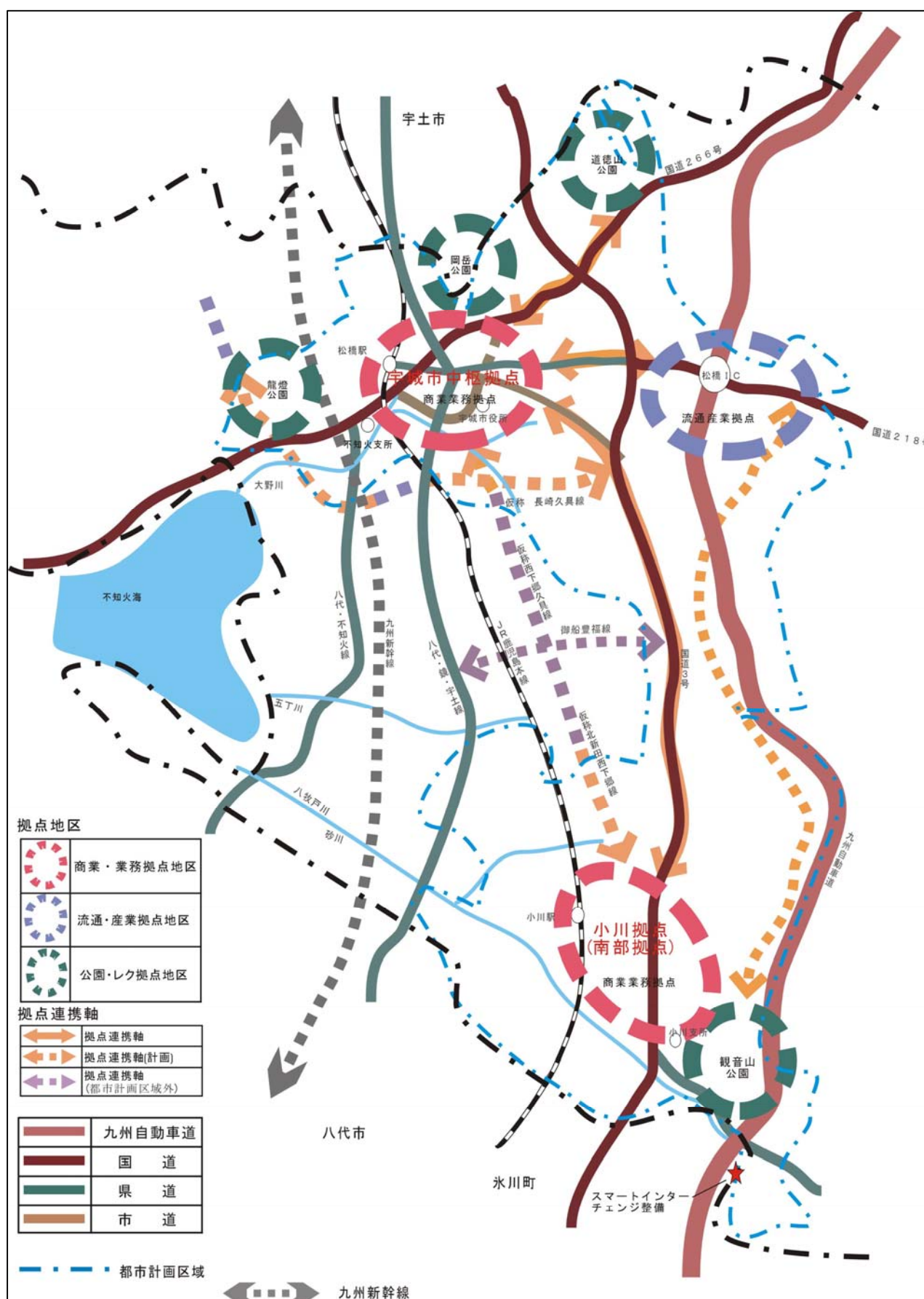


ウイング松橋



松橋町萩尾大溜池風景

将来都市構造図



※ 本ページ以降の構想図等では、竹崎地区を含む区域を都市計画区域として設定しています。

2 土地利用方針

2-1 土地利用配置の基本方針

【現 状】

- ・ 北部及び東部 : 松橋・不知火の市街地、山林・農地
- ・ 中央部 : 田園を主体とした平坦地、国道3号沿道の商業地
- ・ 南部 : 田園及び小川支所周辺の市街地
- ・ 市街地及び集落等 : 主要な交通軸上に周囲を田園に囲まれて形成

【配置方針】

- ・ 今後も、現在の都市空間構成を基調としながら、都市的土地利用と自然的土地利用が共生できる調和のとれた土地利用形成を図るものとします。

◇都市的土地利用

- ・ 市役所・支所、商店街が集積する中心市街地、交通結節であるJR駅周辺並びにIC周辺を定住拠点として環境整備を進めます。
- ・ IC、JR駅周辺等交通軸への利便性のよい地区においては、周辺の居住環境・自然環境の維持と保全に充分配慮しながら、計画的な都市基盤の整備を進めます。

◇自然的土地利用

- ・ 現状同様、市街地の外周となる緑豊かな山林と、集落の周りに広がる田園により構成された自然環境に対し、引き続き保全を基本とした土地利用を図るものとします。

2-2 土地利用の主な配置計画

■ 都市的土地利用の主な配置計画

それぞれの地域は、これまでの合併等の歴史的経緯から、ある程度のまとまりと固有の伝統・文化・コミュニティをもっています。

平成17年現在、本市には63,089人が居住していますが、近年、全体的に人口が減少傾向にあり、地域における居住環境の改善・向上に加えて、小学校をはじめとする各種公共施設や店舗を主体とする商業施設等を、今後とも維持していくための対策を講じていくことが必要になっています。

今後、本市では、周囲の自然（田園や山林、不知火海）と調和した環境や伝統・文化等の地域資源を活かしながら、これまで整備された施設や優れた環境の維持・保全を基本に情報発信や公共サービス等の新たな機能の充実に向けて、地域を次のように区分して、整備を進めていくこととします。

＜都市的土地利用の主な配置計画＞

- ①拠点地域 ：松橋不知火地域(中心市街地)、小川地域
 現状／鉄道・幹線道路の結節点に位置する地域や市役所支所・小
 学校・地区公民館・郵便局・最寄品店舗等が集積する地区
- ②幹線道路沿道地区：国道3号及び国道266号・218号沿道地区
 現状／幹線道路の沿道に位置し、既にサービス業や飲食業・運輸
 業・商店等のサービス型施設がある程度立地している地区
- ③その他の地区 ：上記以外の地区

■ 自然的土地利用の主な配置計画

農地や森林等、市の大半を占める自然的土地利用の配置・保全計画は以下に示すとおりで、今後、都市サイドだけでなく、農林サイドとの十分な連携・協力・分担の基に、総合的かつ計画的に保全することが必要です。

＜自然的土地利用の主な配置計画＞

①優良な農地として保全すべき区域

市街地や集落を取り囲み本市の田園風景・景観を生み出しています。

優良農地については、都市的土地利用との調整を図りながら、担い手育成基盤整備事業による生産基盤の整備や経営の規模拡大等を促進し、保全につとめることとします。

②防災上保全すべき区域

水害に対する遊水効果を持つ市街地・集落周辺に広がる水田については、都市的土地利用との調整を図りながら、防災上の観点からも極力保全を図るものとします。

また、市周辺部に連なる山林についても、森林の持つ多面的な防災機能を活かしながら、保全することが重要です。

③自然環境形成上保全すべき区域及び自然環境を活用し新たな地域発展を図る区域

河川や市周辺部の山林については、本市の緑の骨格を形成する貴重な緑地として、今後とも積極的に保全を図ることが重要です。

特に、集落背後の里山については、優れた自然環境や身近な動植物等と地域住民とが、従来からの関係を維持・継続できるよう、集落環境の整備・改善や有効な農林業施策の導入・実施等を検討していきます。

さらに、増大する余暇・休養・レクリエーション需要に対応するため、河川や水辺等については、その環境の維持・保全に充分留意しながら、これらを活かした観光レクリエーション拠点施設の整備を進めるとともに、その連携・ネットワークの強化を図ることが重要です。

また、数多く存在する文化財や遺跡等については、今後ともその貴重な歴史的風土・資源の保全を図るとともに、これらを活かした環境の整備を図る必要があります。

2-3 土地利用のゾーニング

都市の良好な環境を形成し、機能的な都市活動の展開を図る上で、適正な土地利用を誘導する土地利用計画は必要不可欠なものです。

したがって、土地利用計画として、「市街化を推進する都市的土地利用エリア」と「開発を抑制する自然的土地利用エリア」とに、ゾーニングを行って土地利用方針を策定します。

■ 都市的土地利用のゾーニング

① 業務・商業核（中心商業・業務地区）

市役所、JR 駅等の公共・交通機能を核に、計画的住宅街区や大規模店舗などが集積した、魅力ある中心地として計画、整備をすすめます。

地区整備にあたっては、単に施設の整備だけでなく、中心商業地区としての魅力を提供する観点から、アメニティとともにアミューズ性を有する商業空間の形成を図るものとします。

【主な整備内容】

- ・道路と公園等の基盤施設の整備
- ・既存生活関連施設の機能拡充
- ・既存コミュニティの維持及び産業の振興と活性化
- ・居住環境の改善と向上
- ・定住拠点としての整備促進
- ・恵まれた交通条件を活かした地域振興と活性化の推進

② 沿道商業地区

市街地との適正な機能分担・連携を図りながら、沿道サービス施設の整備・誘導を図るとともに、これらと住宅とが共存する地区として、その環境整備を進めます。

また、国道3号の整備に伴い、沿道土地利用の変化がみられますが、乱開発を防止し、市のイメージを発信できるような景観の形成を図るとともに、活気ある商業サービス業等の秩序ある立地を促す方向で整備されるよう努めるものとします。

③ 工業地区

工業地区は、今後の優良企業の受け皿として、工業適地指定等の活用で工業用地を供給するものとし、現工業地においては、施設周辺の整備及び環境に配慮した整備を推進します。

④ 住宅地区

既成市街地及びその周辺は、主として良好な居住環境の維持・誘導と宅地供給を図るものとします。この中で、中層住宅や高齢者向け共同住宅などを一団として整備し、土地の高度利用と良質の新住宅地の供給を推進するものとします。

⑤ 集落地区（田園居住地区）

市街地周辺の既存集落地を中心に、地域特性に配慮した生活環境の拡充を進めます。特に、コミュニティ施設や教育・保育施設等の整備充実を図り、地域住民の交流の場の確保や余暇需要に対応した整備を検討するものとします。

■ 自然的土地利用のゾーニング

① 農地

水田を中心に生産性の高い農業ゾーンを配置し、土地基盤の整備と農業生産性機能の高度化を図るとともに、農村景観の保全に努めます。

② 山林

山林は、国土保全機能や景観確保の観点から、森林資源の適正な保全策を講じるものとします。

また、保有する自然・歴史・文化等の諸資源を、保全と活用の両目的で一体的な整備を行い、市民の有益な余暇空間として提供を図り、かつ「ふるさとの山」といった市民の心的シンボルの自然環境保全ゾーンとして保全整備を図ります。

③ 河川・水面

河川は、災害防止と安全性の確保及び水資源の確保を図ります。

また、整備にあたっては、防災面での河川改修をはじめ、地域の自然環境や水資源を損なわないように配慮するとともに、市民が水と親しめる空間の確保のため、積極的に親水的整備・多自然型整備などを行うものとします。



不知火町御領のまちなみ



緑豊かな田園風景（小川町日岳から）



3 都市施設の整備方針

3-1 交通施設

■ 広域交通

広域道路としては、国道3号の拡幅推進を要請するとともに、周辺各市町との連絡の強化のため、道路網の見直しと改良を進めます。

通勤・通学客の利用可能性を高めるため、J R 駅周辺の市街化とともに、J R 駅を中心としたバス路線網を充実し、J R 駅を核とした地区全体の整備計画を検討するものとします。

九州自動車道におけるスマートインターチェンジ整備については、氷川町との隣接部における工業団地造成事業の推進に大きな影響を与えることになるので、都市計画区域・用途地域等の土地利用、および都市計画道路等の都市施設などの対応を検討する必要があります。

■ 市内交通

道路は交通処理、日常生活活動の基軸として重要な役割を持っています。このため、長期的な都市構造の方向を踏まえて、計画的な整備を図っていく必要があります。

現在、国道・J R・県道が南北に縦断しており、これらを連絡する東西方向の市域内幹線整備を推進し、道路機能と土地利用との整合ある合理的配置に留意しながら、将来の道路骨格（広域幹線と一体となった道路ネットワーク）を形成するものとします。

なお、道路整備は、概ね既存道路の拡幅、歩道の設置等の再整備を基本としますが、将来宅地化等の開発が見込まれる地区については、道路整備の検討も併せて行うものとします。



松橋町国道3号

■ 道路の段階構成と整備方針

道路種別	道 路 の 機 能	整 備 の 方 針
主要幹線道路	都市間交通や通過交通の大量処理を行い、かつ本町の骨格となる道路。他地域からの玄関的要素をもつ。	国道3号・218号・266号 1) 拡幅を想定した交差点改良 2) 拡幅の完了 3) 歩道のグレードアップ 4) 沿道景観の向上
幹線道路	都市内の主要な交通発生源を結び、都市の土地利用の骨格を形成する機能を持ち、併せて防災上の機能とマクロな地区環境のゾーニングを行う。	県道等 1) 交通量と沿道土地利用に見合った道路幅員の確保 2) 歩道未整備部分の整備と歩道の拡幅 3) 交通安全施設の整備 4) 植樹等景観の整備
準幹線道路	幹線道路を補完し、地区間の交通に供する道路で、概ね、地区を有機的に結ぶ道路である。	1) 広域幹線を連絡する東西方向路線の整備推進 (広域幹線と一体となった道路ネットワーク) 2) 交通量と沿道土地利用に見合った道路幅員の確保 3) 歩道未整備部分の整備と歩道の拡幅 4) 交通安全施設の整備 5) 遊歩道としての機能の整備 6) 幹線道路交差部の改良
その他 地区内幹線道路 及び区画街路	地区内の幹線道路及び区画街路で、生活道路として地区内の移動や住民の日常生活及び散策等に供する道路	1) 交通安全施設 (ガードレール・カーブミラー等)の整備 2) 植栽・植樹による快適空間整備 3) 歩道のカラー舗装 4) 交差点の見通し確保のための改良 5) 街路灯の設置

3-2 公園・緑地

■ 公園

公園は、地域住民の生活に潤いを与えるとともに、地域のコミュニティを形成、育成する場でもあります。本市の公園はまだ量・質とも十分であるとは言い難く、今後、ソフトとハードの両面からの整備を推進する必要があります。

特に、都市計画公園のうち、街区公園・近隣公園・地区公園等の住区基幹公園は、誘致圏と地区人口に見合った配置整備を進めていくとともに、そのネットワーク化を図ります。

また、整備された公園の魅力を発揮させるには、行政の維持管理のみならずコミュニティの形成と育成の観点からも、住民による維持管理の体制づくりを推進することが重要です。

一方、公園整備の新たな可能性として、従来型の公園ではなく、公園的な機能をもった地区の整備も検討するものとし、海・山といった恵まれた自然の緑を生かしたレクリエーション地区整備など、観光資源開発との連携を考慮した整備を目指すものとします。

■ 緑地

本市は、自然環境に恵まれており、市民にとっての自然との触れ合いの場の確保と創出を積極的に図るものとします。

特に、自然空間を活かして、日常的なレクリエーション空間として活用できる施策を推進します。

市内各所の歴史性・風土性を保持している場所を見出して、観光資源としての活用に努めるものとします。

■ 緑道

公園の整備充実と併せて、道路沿道の修景、堤防等の緑化を行い、緑道ネットワークの形成を検討します。



松橋町アドベンチャーパーク

3-3 河川・下水道

■ 河川

河川の改修率を高めとともに、改修の際には、治水面と併せて親水性にも配慮した整備を進めるものとします。

また、自然災害防止については、被害・損害を最小限に食い止めるため、地区毎の水防体制を再点検・整備し、災害情報システムの構築を推進します。

■ 下水道

河川及び中小水路の水質悪化防止のため、市域全体の汚濁軽減を図ります。また、地域の環境衛生の維持向上を図り、快適な居住環境を創りあげるには、下水道の整備がもっとも重要です。長期的な視点により下水道の整備を進めるとともに、集落配水処理施設や合併処理浄化槽の普及促進を併せて推進します。

3-4 その他の施設

■ 上水道

今後の水需要については、増加が予想されます。水道水の安定供給維持するために、既存水源配水施設の改良のほか、良質の水源の確保に努め、整備を進めます。特に、旧町時に整備された各管の連携による効率的な流水や、小さな水源の充実とそれらのネットワーク化など、宇城市全体としての計画的な上水道整備を検討します。

このため、周辺緑地の森林を保全し、水源涵養に努めると同時に、河川流況の安定と汚濁負荷軽減化を図り、原水の水質保全に努めるものとします。

■ コミュニティー施設

地域全体として住みよいまちづくりを図っていくために、地域の自治組織・各種団体などの組織化と連携を進める一方で、コミュニティー活動の拠点確保を図ることを通じてお互いの交流を深め、文化・スポーツといった活動や相互援助、福祉の面まで踏み込んだコミュニティー活動を促進し、コミュニティーセンターを核とした集落間ネットワークの形成を図ります。



松橋町大野川の清掃



4 都市景観形成の方針

市民の生活の場として快適な環境を形成し、安全で住みやすい居住環境を提供する観点から都市景観の向上に向けた整備を、以下の方針で進めるものとします。

① 本市における重要な景観資源は、市街地周辺の自然景観であり、この自然景観を生かした都市景観形成を進めます。

② 中心市街地においては、歩道・公園等に人を引きつける施設を取り入れた公共施設の整備を図り、歩行者や自転車の動線を重視した人を楽しませてくれる都市空間の形成を図ります。

特に、市街地については、美しい都市景観の形成を積極的に推進します。

③ アメニティーの向上を図るため、公共施設や一般住宅の緑化を積極的に推進し、心を癒してくれるやさしいまちなみの形成を図ります。

商業施設については、看板や建物の色彩や形態について一定のルールを定め、美しいまちなみが形成されるよう努めます。

④ 農村集落においては、集落内道路や集落連絡道路、上下水道などの生活基盤の充実を図るとともに、身近な憩いと交流の空間として、小規模な公園や広場を道路整備等と合わせて、設置するように努めます。

郊外に広がる農村景観は、住民のふるさと景観として、また、交流活動を展開する場として景観の保全に努めます。

⑤ 河川については、下水道整備による水質改善を図り、親水整備を行うことで、住民が水と親しめるうるおい空間を創出します。

⑥ 市街地周辺の農地・樹林地は環境保全上の貴重な緑地として捉え、基本的には保全するものとします。

⑦ 緑の拠点となる都市公園等については、景観に配慮した整備を進めるとともに、道路も街路樹や草花による緑化の推進に努め、緑豊かな道路空間の形成を進めるものとします。



不知火龍燈公園

5 都市防災（安全で安心できるまちづくり）の方針

本市においては、豪雨・強風・地震による浸水、溢水・高潮等の風水害、土石流・急傾斜地・地滑り等の土砂災害、木造住宅密集地における火災、干拓地という軟弱地盤に起因する地震災害が想定されます。

そのため、市域における防災に関し「災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施する」ことを目的として、宇城市防災会議による「宇城市地域防災計画」が策定され、総合的な防災施策が展開されています。

本計画としても、宇城市地域防災計画と整合・連携を図りながら、多様化する災害に対応するため、主に災害予防と災害応急対策の観点から以下のような整備を進めます。

- ① まちづくりや開発計画の中に、防災上の視点を取り入れ、安全なまちづくりを行うための指導・誘導に努めます。
- ② 災害発生時における避難路・避難地の確保のため、道路・公園の整備を進め、災害に強いまちづくりを進めます。
- ③ 中心市街地については、積極的に不燃化を促進するとともに、オープンスペースの確保に努め、災害予防の促進を図ります。
- ④ 交通事故防止のために、歩道の設置や交差点の改良、各種安全施設の整備を推進します。
- ⑤ 海岸や河川の改修（護岸・築堤・横断工作物など）を継続的に推進し、危険箇所の改善・解消を図り、高潮による溢水、堤防等の決壊や内水氾濫の防止に努めます。

なお、本市においては、洪水や高潮による浸水想定区域図（ハザードマップ）を作成・公表して市民の自主防災意識の高揚を図るとともに、避難場所も明示して災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図っています。まちづくりにおいても、ハザードマップを踏まえた各種施策を推進します。

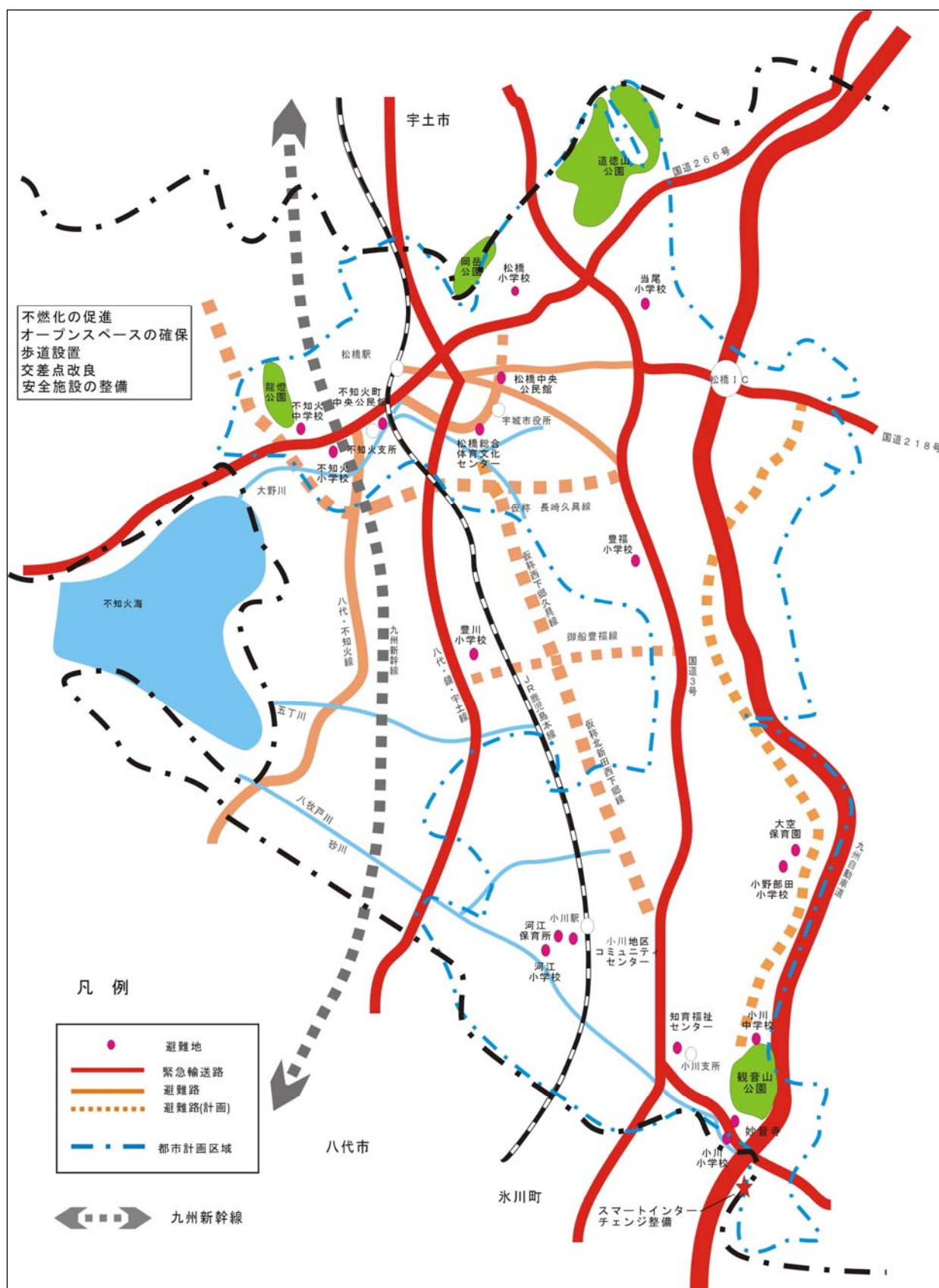
（※資料編参照）

災害に強い都市形成には都市施設の不燃化・耐震化、治山・治水対策の強化等のハード事業とともに、防災組織の充実、避難経路の確保等の住民・企業・行政が一体となったソフト対策も重要であり、これらを総合的に推進するものとします。



大野川河川改修

■ 防災方針図



■ 宇城市衛星写真(H17)



6 全体構想図

ここまで検討した本市の都市計画の基本方針について、その全体像を構想図として示します

